

タバコ病をなくす 横浜裁判応援団ニュース

2011.9. 16 発行 NO. 35
 連絡先 高橋 是良
 〒236-0014 横浜市金沢区寺前1丁目16-6
<http://www13.plala.or.jp/tabakobyounin/>
 E-mail: tabakobyounin@yahoo.co.jp
 TEL:045(782)0853 FAX:045(786)0789

京 裁
東 高

裁判の争点はなにかの整理！
 高等裁判所での裁判も大詰め

2005年1月から国とJT（日本たばこ産業株）を相手に争った裁判ですが、東京高等裁判所でこれまで6回の口頭弁論が行われ終盤になっています。裁判長は主張にすれ違いが無いように争点を整理をするよう双方に求めています。

喫煙 タバコ病になる可能性を
 喫煙 予見できたのではないか

※ JT（日本たばこ産業株）や国は、喫煙を継続すればガンや肺気腫になる可能性を予見できたのではないか。

※ その回避義務はJTや国にはあったのではないか。

※ タバコには、ヘロイン・コカインなどの薬物のように止めにくい依存性があるのか。

※ などこれまでの主張を整理することになっています。

次回裁判

10月12日（水）2時
 東京高等裁判所 822号法廷

傍聴券の抽選等がありますので、1時30分に裁判所に集合下さい。

地下鉄東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩1分

タバコの警告表示



イギリスで販売

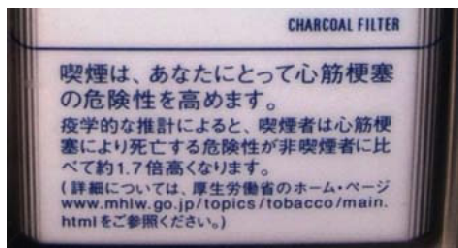


オランダで販売

日本のタバコの表示



アメリカ（販売予定）
 2012年9月より



タバコ病をなくす

横浜裁判とは

喫煙によって肺癌・肺気腫など「タバコ病」になった水野、森下、高橋の三人の原告が、二〇〇五年一月十九日、タバコ病のない社会をめざして、国と日本たばこ産業（株）を訴える裁判を起しました（森下原告は亡くなったため、夫人の玲子さんがひきついで原告に）。

請求内容は、①原告一人一千万円の損害賠償（被告の責任を明かにするために）②自動販売機の設置規制③外装の警告表示の強化です。
 横浜地裁は、昨年一月二十日、タバコの有害性も依存性も認定しながら、原告が喫煙していた当時（1947年〜1993年）に限ると被告の行為は違法ではないとの判決を下したため、東京高裁に控訴しています。

タバコの煙のない飲食店 横浜関内MAP

問合せ：(公)受動喫煙撲滅機構 電話045-228-8523



カンパにご協力を！

- 郵便振替口座
00260-2-□132084
- 口座名義
たばこ病をなくす横浜裁判原告団
(振込手数料120円)

東京高裁第6回口頭弁論(7月27日)
原告3人が病気を押してそろって出廷!
被告(日本たばこ)が準備書面を提出
「争点整理」・「時系列表」の作成の方法を8月に協議

第6回口頭弁論は、7月27日の午前11時30分から東京高裁822号室にて行われました。

裁判に先立って、10時30分から高等裁判所の前で集会を行い、原告の水野さん・森下さん・高橋さん3人揃って参加しました。高橋さんは杖をつき、水野さんは車椅子です。病気をおして参加するその姿に、この裁判にかける原告の思いをあらためて感じさせられました。



高裁前での集会

裁判の冒頭、福田剛久裁判長から、「争点整理」と「時系列表の作成」がこのままでは時間がかかってしまうので、裁判所が中に入り交通整理をしたい、ついでには双方の実務責任者が集まり進行協議を行いたいとの話があり、8月5日に行うことになりました。被告の国と日本たばこ産業(株)が準備書面を提出しましたが、口頭での陳述をしなかったため、次回の裁判は10月12日(水)午後2時を確認して終了しました。

裁判終了後に報告集会

裁判終了後、東京弁護士会館会議室で報告集会が行われました。

片山弁護士から「国と日本たばこ産業(株)が出した準備書面は、一審で主張していた内容とほぼ同じだ。今回は、岡本弁護士が、厚生労働省通達などを根拠にタバコは薬事法の適用対象であるとの論点で口頭弁論を行う予定である」旨、話がありました。



報告集会(弁護士会館)

8月5日と9月9日に進行協議を行う

8月5日高裁で、裁判所・原告代理人・被告代理人で進行整理について協議し、JT作成の表に原告の主張をはめ込むことになりました(既に提出済み)。又、9月9日にも協議を行い、次回期日前までに早期に争点をかみ合わせて主張が食い違わないようにすることで一致、10月12日の裁判終了後も協議することになりました。

高裁で、タバコ病のない社会への大きなステップになる判決を!

新しい裁判長のもとで、原告と被告の「論争整理」、たばこの有害性の研究や規制の動きに日本たばこ国がどう対応してきたかの「時系列表の作成」などの作業が進んでいます。予断は許されませんが、原告が喫煙していた1947年~1993年でも、このままタバコの製造販売を続ければ、不特定多数の者が肺がんや肺気腫になりいずれは死亡するとJTが認識することができたことを明らかにする可能性が広がっています。しかしそれを現実にするには、法廷での一層の追求と「日本たばこ国法の違法性を明らかにせよ」という多くの市民の声の高まりが必要です。タバコ病のない社会実現への大きなステップになる判決を勝ち取るため、もうひとまわりもふたまわりも、たばこ裁判への関心と支持を広げていきましょう。